

# 行財政改革の取組み等について

令和3年5月 箱根町

## 納税者の皆さんへ

本町では、財源不足への対応として固定資産税の超過課税（標準税率1.40%を1.58%に引き上げ）を実施していますが、令和5年度までに見込まれる財源不足は、行財政改革アクションプランの取組みによる財政収支の改善額を前提としているため、各取組みが確実に目標を達成できるよう鋭意取り組んでいます。また、令和6年度以降の長期は財源不足の拡大が見込まれているため、令和元年度に「観光まちづくりの充実・維持に向けた財源のあり方に関する検討会議」を設置し、長期にわたる財源確保策の検討を始めました。

本書では、これら町の取組みの一部について、概要をお知らせします。

今後も、生活者にとって暮らしやすいまち、観光客にとって魅力的なまちを目指して引き続き取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 行財政改革の取組み

### 1 箱根町行財政改革アクションプラン（平成29年度～令和4年度）

平成29年度に中間見直しを行い、大きな変更点として新たに重点項目に位置付けた『行政サービスの質の向上』の取組みを盛り込むなどにより、推進項目数を45から76と大幅に増やし、より一層の行財政改革の推進を図っています。

また、平成30年度から取組結果を箱根町行財政改革有識者会議で説明し、外部有識者の意見を伺い、次年度以降の取組みに反映させることで適切な進捗管理を図っています。

### 基本理念

### 持続可能な行財政運営の実現に向けた改革

<b>基本方針1</b>	<b>将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換（量の改革）</b>
推進項目例	○ 償却資産の申告内容調査 ○ ふるさと納税の促進
<b>基本方針2</b>	<b>時代の変化に即応する行政サービスの提供（質の改革）</b>
推進項目例	○ ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進 ○ 払込通知書の廃止
<b>基本方針3</b>	<b>社会経済構造の変化に適応するまちづくり（活力ある社会の形成）</b>
推進項目例	○ 子育て世代包括支援センターの開設・運営 ○ 定住化の促進
<b>基本方針4</b>	<b>行政資源の有効活用を図るまちづくりに向けた意識改革と実践（意識の改革）</b>
推進項目例	○ 官民が連携したまちづくり手法の検討及び推進 ○ 臨時職員の採用の見直し

### ○令和元年度の取組みについて

令和元年度は、財政健全化効果額\*の実績額が見込額を上回り、町の財政状況の改善を図ることができましたが、取組状況\*は自然災害の影響が大きく、これまで計画どおりに進捗していた項目も遅れが見られました。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大してからは、これまでになく非常に厳しい状況に置かれているため、着実な行財政改革の推進に向け、町一丸となって取り組んでいきます。

\*令和元年度の財政健全化効果額と取組状況は、裏面を参照ください。

（裏面もご覧ください）

[令和元年度取組概要]

項目	内容
取組状況	取組予定75項目の全てに取り組みました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>進捗度 : 約3割が計画以上に進捗</li> <li>有効度 : 約4割が目標以上の効果</li> </ul>
財政健全化効果額	実績額 3億6,671万円 (見込額 2億2,724万円) ( 収支改善効果額 … 3億1,671万円 ) ( その他効果額 … 5,000万円 )

行財政改革アクションプラン本編及び各年度の取組結果は町ホームページで公開していますので、本ページ下部の掲載場所からご覧ください。

**2 箱根町観光まちづくりの充実・維持に向けた財源のあり方に関する検討会議**

箱根町が観光地として一層発展・成長するため、「観光」と「暮らし」を車の両輪のようにとらえ、両者が相互に好影響をもたらすような観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方について、宿泊税を中心に入湯税のあり方を含めた検討を行っています。

令和2年度は、観光まちづくりの視点から町の事務事業等を分類した結果や他団体の導入事例の調査・研究結果を基に、具体的な検討・議論を行いました。

今年度は、財源のあり方などの具体的な内容について引き続き検討を進めていきます。

町からのお知らせ

**3 空き家を活用しませんか？**

町では、移住や定住、そして空き家対策の取組みの一環として、お試し居住や空き家の改修体験など様々な事業を実施しています。このコロナ禍で地方移住への関心が高まっており、箱根町への移住を検討されている方も増えていますが、移住を希望される方から希望の多い一戸建ての賃貸物件が不足しております。

現在、使用していない一戸建て住宅がありましたら、状態の良否にかかわらず、企画課にご相談ください。

なお、空き家の管理は所有者等の責務であり、周辺の方々の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければなりませんので、適正な管理をお願いいたします。



**是非ご相談ください！**

それぞれの取組内容は、町ホームページに詳細を掲載していますので、ご覧ください。

- ① 「行政情報」 → 「政策」 → 「行財政改革」 → 「箱根町行財政改革アクションプラン」
- ② 「行政情報」 → 「政策」 → 「財源確保に向けた取組み」 → 「長期に向けた財源確保の取組み（令和元年度～）」
- ③ 「くらしのガイド」 → 「住まい」 → 「箱根町空き家バンクに登録しませんか？」

＜問合せ先＞ 企画課 0460-85-9560